

議案第112号

静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第2項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第15条とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及

び訓練を定期的実施すること。

第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新福祉ホーム基準条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新福祉ホーム基準条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。